

決断と実行で暮らしを守る。



政治は国民のもの
自民党

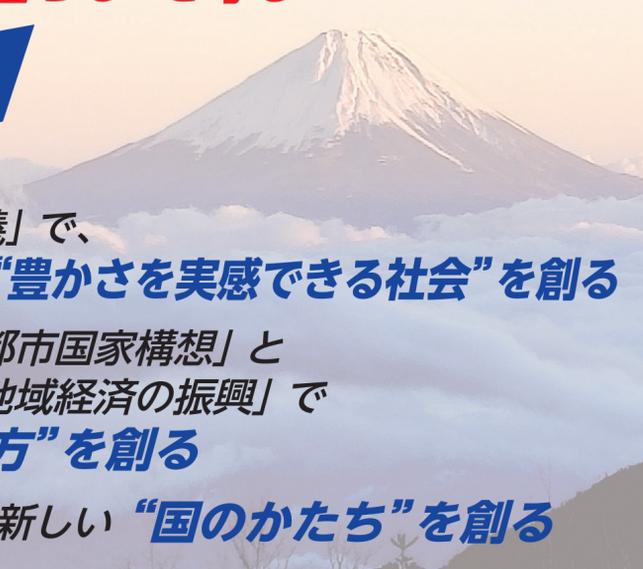


日本を守る。

- 1 毅然とした外交・安全保障で、“日本”を守る
- 2 強力で機動的な原油高・物価高対策で、“国民の生活と産業”を守る
- 3 徹底した災害対策で、“国民の生命・財産・暮らし”を守る
- 4 感染症対策と社会・経済活動の両立で、“国民の命と暮らし”を守る

未来を創る。

- 1 「新しい資本主義」で、“強い経済”と“豊かさを実感できる社会”を創る
- 2 「デジタル田園都市国家構想」と「農林水産業・地域経済の振興」で“活力ある地方”を創る
- 3 憲法を改正し、新しい“国のかたち”を創る



観光業界の暮らしを守る。観光業界の未来を創る。

防災・減災・国土強靱化

256 鉄道の災害復旧の推進

集中豪雨、地震、台風などの自然災害は、鉄道にも甚大な被害を及ぼしています。鉄道は生活や経済活動に欠かせない交通インフラであることから、改正鉄道軌道整備法を活用し、大規模な災害を受けた鉄道の災害復旧を推進します。

財政

308 訪日観光客数の回復等を見据えた体制強化

訪日観光客数の回復等を見据え、安全・安心を確保しつつ円滑な出入国が行えるよう、CIQ関連行政の体制強化に取り組めます。

農林水産

436 「農泊」の推進

古民家などの活用を通じて、農村地域の伝統的な生活体験と非農家を含む農村地域の人々との交流を楽しむ「農泊」を地域が主体となって推進するなど、インバウンドの受け入れも含め都市農村交流により、農山漁村の所得向上や農村への関心層の創出・拡大を実現します。

また、都市と農山漁村の住民が共に行き交う共生・対流を図り、農業・農村に対する国民の意識を高め、子供の頃から農業・農村に親しむ取組を推進します。

地方創生・地方自治

493 地方における魅力あるしごとの創出

地方において魅力ある職場を生み出すため、地域の産業の生産性向上や新たな事業創出の促進、一次産品や観光資源、文化・スポーツ資源などの地域資源の活用を支援します。このため、「地域の技の国際化（ローカルイノベーション）」、「地域の魅力のブランド化（ローカルブランディング）」、「地域のしごとの高度化（ローカルサービスの生産性向上）」などを通じ、ローカル・アベノミクスの地方への推進を図ります。の核として再生・活用する取組について、更なる展開を図ります。

494 空き店舗、遊休農地、古民家等の遊休資産の活用

地方における遊休資産を活用することにより、都市・まちの生産性向上や地域の魅力を引き出し、地域の活性化を図ります。そのため、地方公共団体が主体的に進める商店街活性化を支援し、空き店舗の有効活用を進めます。また、既存の施策に加え、優良農地を確保するとともに遊休農地も活用しつつ農村地域における雇用と所得の創出を推進します。地域に残る古民家等の歴史的資源を観光まちづくりの核として再生・活用する取組について、更なる展開を図ります。

506 IRの推進

「IR（統合リゾート）整備法」に基づき、新型コロナウイルス感染症等も含めた様々な懸念に万全の対策を講じて、安心して魅力的なIRを創り上げます。

520 地域の魅力の情報発信

わが国の各地域の魅力を広く情報発信し、観光客の増加や地域産品の販路拡大などを通じた地方創生に資するため、地方独自の放送コンテンツを製作し海外に継続的に発信する取組を推進するほか、地域のコンテンツを日本全国及び世界にインターネットで配信するための配信基盤の整備に取り組みます。このほか、NHK国際放送の充実強化を図るため、多言語化の推進や認知度向上に向けたプロモーション活動に取り組めます。

観光

523 観光立国の復活と観光需要の喚起

観光は成長戦略の柱、地方創生の切り札であり官民一丸となって観光立国の復活に取り組めます。

当面、危機に瀕する観光の存続に万全を期すとともに、コロナ後を見据え、地域経済を支える観光の本格的な復興を目指し、観光需要の喚起、観光地の再生等を推進します。

感染状況等を踏まえ、全国の旅行を対象とする国内観光需要喚起策を早期に開始するとともに、2022年度末までの実施を目指します。また、それまでの間も、いわゆる県民割支援を継続します。

524 豊かさを実感できる地域の実現

観光地の再生・高付加価値化事業について、基金化などの計画的・継続的な支援策が可能となるよう制度の拡充に取り組めます。

インバウンドの再開を見据えつつ、地域ならではの観光資源を磨き上げ、販路を開拓する取組を支援しつつ、「住んでよし、訪れてよし」の観光地域づくりによる持続可能な観光を実現します。

観光地域づくりの司令塔を担う法人（DMO）も含め、稼げる観光地域づくりや観光産業の経営力強化を担う人材の確保・育成を推進します。

525 新たな国内交流需要の開拓とデジタル技術の活用等

地域住民と来訪者の関係性を深めて反復継続した来訪を増加させる「第2のふるさとづくり」を推進するとともに、官民連携によるワーケーションの推進など、新しい旅のスタイルの普及・定着を図り、若者も含め多くの旅行機会の創出や、休暇改革等も含め旅行需要の平準化を促進します。

デジタル技術も活用し、旅行者の周遊促進、観光地経営の高度化、観光産業の生産性向上・デジタル人材の育成に取り組めます。

526 インバウンドの戦略的回復とコンテンツの充実

公的施設やインフラの開放、国立公園や文化財、古民家・社寺の活用、アート市場活性化、ガストロノミー・ツーリズム、ビーチリゾート

の活性化、サイクルツーリズムなど自転車活用、クルーズを安心して楽しめる環境づくりの推進等に取り組めます。

527 観光地における受入環境整備

消費拡大や地方への誘客を図るため、外国語表記の充実、Wi-Fi整備、キャッシュレス等を進めるほか、バリアフリー化等の強化を図ります。

観光地への交通の充実、観光地における渋滞対策、より効果的に観光需要を喚起する高速道路料金の実現、ビジネスジェットやスーパーヨットの受入拡大、出入国の円滑化、空港・港湾のおもてなし環境の充実等を図るとともに、首都圏空港等の機能強化や地方直行便の拡大等による相互交流の拡大を図ります。

デジタル

564 地方創生の実現に向けたデジタル化の推進等

これからの地方創生には、デジタル化の推進が不可欠です。わが国が抱える様々な社会課題を、5Gを活用した遠隔医療、遠隔教育、高齢者の見守りサービス等によって解決します。このため、携帯電話事業者によるエリア整備に加え、多様な地域や産業のニーズに応じて、様々な主体が柔軟にネットワークを構築できる「ローカル5G」の利活用を促進することにより、課題先進国として5Gの利活用で世界トップを目指します。農林水産業、教育、医療、防災、観光、行政等の分野でデジタル化の推進に取り組む自治体や事業者などを支援するとともに、地方居住、地域の生産性向上、雇用の拡大等を促進します。また、スマートシティの推進や地域課題の解決を図ります。

環境

574 生物多様性の恵みを実感できる国立公園等の実現

コロナ禍で自然・健康に関心が高まっていることを踏まえ、日本を代表する自然景観を有する国立公園等の魅力を更に高めるため、登山道、遊歩道、展望施設などの整備や自然体験コンテンツの充実、利用拠点の廃屋撤去や景観改善等による滞在環境の質の向上、国内外への情報発信等を行う「国立公園満喫プロジェクト」を実施します。

更に、エコツーリズムの推進、温泉資源の保護、新宿御苑をはじめとする国民公園の積極的な活用等を通じ、自然環境を守りながらその活用を図る保全と利用の好循環を実現します。また、レンジャー（自然保護官）や公園管理関係者による国立公園の現地管理体制を強化し、自然環境の保全管理を行う事業者やNPOを支援します。

575 離島・世界自然遺産地域の保護管理

離島等における自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生を図るとともに、海山、熱水噴出域、海溝等の特異な生態系や生物資源を保全するため設定した沖合自然環境保全地域の調査を進め、海底の形質を変更するおそれのある行為を規制する等により海洋環境の保全を推進します。また、新たに登録された「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」を含む6つの世界自然遺産地域の適切な保護管理等を進めます。

スポーツ・文化

797 国際スポーツ大会の招致

東京2020大会以降も国際的なスポーツ大会をわが国に招致して、国内におけるスポーツ活動、スポーツ教育の活性化を図るとともに、スポーツを通じた国際交流、文化・観光の魅力発信等につなげていきます。

特に、2030年に予定されているオリンピック・パラリンピック冬季大会について、JOCは札幌市を国内候補地として決定しています。1972年札幌大会、1998年長野大会の2度の冬季大会や、直近の東京2020大会の成果・経験を活かしながら、ウィンタースポーツの盛んな札幌、そして日本の魅力を世界に発信できるよう、招致を目指します。

822 日本遺産をはじめとした文化財を核とした地域活性化

「日本遺産（Japan Heritage）」については、これまでに47都道府県において計104件が認定されたところ、今後も、日本遺産全体の底上げを図り、日本遺産ブランドを維持・強化していくための取組を推進します。また、国際観光旅客税も活用しつつ、日本遺産や生きた歴史体験プログラム（リビング・ヒストリー）のほか、博物館での特色ある取組への支援などを通じて文化芸術資源を磨き上げ、観光振興やまちづくり、地方創生につながる文化資源の活用を進めます。

823 文化観光の推進

「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」等を活用し、文化観光拠点・地域の整備の促進や、日本遺産等の文化資源の魅力向上や発信強化を行うとともに、地域の文化施設や文化資源等について、文化観光資源としての高付加価値化を図り、文化振興・観光振興・地域活性化の好循環を創出します。

824 世界遺産・無形文化遺産などの保存・活用

ユネスコの「世界遺産」について、わが国には、20件の文化遺産、5件の自然遺産があり、このうち、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」及び「北海道・北東北の縄文遺跡群」については、昨年7月に開催された世界遺産委員会で世界遺産に登録されました。引き続き「佐渡島の金山」を世界文化遺産登録を目指します。また、「無形文化遺産」については、2020年に登録された「伝統的建造物の技」など合わせて22件が登録されており、「風流踊」と「伝統的酒造り」を提案中です。更に、「世界農業遺産」には、新潟県佐渡市、石川県能登半島などが登録されています。これらの保存・活用を図ることによって、海外への日本文化の発信及び諸外国との相互理解の増進や、わが国の文化を再認識し、歴史と文化を尊ぶ心の育成、文化財の次世代への継承などを積極的に推進します。



※上記の各政策は、「総合政策集 2022 J-ファイル」（自由民主党 政務調査会 令和4年6月16日）より抜粋しました。